

## 源泉徴収義務者向け 定額減税説明会

令和6年6月から所得税の定額減税が実施されることに伴い、定額減税制度の理解を深めてもらうため、源泉徴収義務者を対象とした「定額減税説明会」を開催します。

- ▶**とき**／4月24日(水)、5月9日(木)、5月23日(木)  
いずれも午前10時30分～11時30分と午後1時30分～2時30分
- ▶**ところ**／スイトピアセンター学習館4階男女共同参画活動室
- ▶**定員**／50人(先着順)
- ▶**申込**／国税庁LINE公式アカウントで申込  
※詳しくは、国税庁HPをご確認ください
- ▶**問合せ**／大垣税務署法人課税第一部門(☎78-4106)へ



国税庁HP

## 市民伝言板

このコーナーには、市民団体などの催し・講座・募集を掲載しています。

## 歯のなんでも電話相談

岐阜県保険医協会では、4月18日「ヨイハ」にちなみ「歯のなんでも電話相談」を行います。口腔の健康についての疑問や相談などに応えます。

- \***とき**／4月21日(日)  
午前10時～午後3時
- \***電話番号**／☎058-267-0711

## 西濃憲法集会

- \***とき**／5月3日(金・祝)  
午後1時30分～
- \***ところ**／情報工房スィンクホール
- \***内容**／青山学院大学名誉教授の羽場久美子さんによる「戦争準備の風潮の下、私たちができること～東アジアからの平和構築～」と題した講演会
- \***問合せ**／弁護士法人ぎふコロポ西濃法律事務所(☎81-5105)へ

## ソフトテニス教室

- \***対象**／小学生以上の人
- \***とき**／4月29日、6月9日、8月4・11・25日、9月16日、10月14・20・27日、11月10・24日、12月8日、令和7年1月12・26日、2月2・9日  
いずれも日曜日または祝日の午前10時～正午(9時50分までに集合)
- \***ところ**／西公園庭球場
- \***内容**／ソフトテニスの基本練習、簡単なゲーム
- \***参加料**／各回500円
- \***持ち物**／テニスシューズ
- \***問合せ**／大垣市ソフトテニス連盟の西村さん(☎080-3623-5287)へ



## 弓道教室

- \***対象**／中学生以上で、弓道に興味のある人
- \***とき**／5月11日～7月6日  
〈全8回〉いずれも土曜日の午後1時30分～3時
- \***ところ**／武道館弓道場
- \***内容**／弓道の基本技能を学ぶ
- \***定員**／中学生5人 一般10人(先着順) ※西濃地域在住・在学・在勤の人を優先
- \***参加料**／4,000円(全8回分)
- \***申込**／大垣市弓道協会の西脇さん(☎090-8074-9935 午後5時30分～9時)へ



## はじめての樹KEN勉強会

- \***対象**／中学生以上の人
- \***とき**／①5月18日(土) 午後1時30分～5時 ②5月19日(日) 午前9時30分～午後0時30分
- \***ところ**／青年の家
- \***内容**／ネイチャーゲームや木工体験を通して、心と身体のリフレッシュを図る
- \***定員**／20人(先着順)
- \***参加料**／2,000円(中学生は1,000円)
- \***申込**／5月10日までに、電話またはファクスでNPO法人大垣市レクリエーション協会(☎・FAX78-9369)へ



## 移住・定住促進

## 大垣暮らしのオトクな制度

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、移住・定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、市HPをご覧ください。①は都市プロモーション室(☎47-7681)、②～④は住宅課(☎47-8184)へ。

## ①子育て世代等移住定住活動費支援事業

## ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ・住居や仕事を探す活動など、移住を前提とした活動を行う人  
※転勤によるものは除く
- ・岐阜県外に居住している人(住民票の登録が県外であること)
- ・市役所または「清流の国ぎふ移住・交流センター(東京・大阪・名古屋)」において移住相談をしている人
- ・中学生以下の子(妊娠中を含む)がいる人、夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人、または35歳未満の単身者

## ▶対象経費…大垣市までの交通費、レンタカー代金、宿泊費

## ▶補助金額…対象経費の2分の1(上限6万円)

## ②子育て世代近居支援事業

## ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ・市外から転入した、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人
- ・親世帯(年齢不問)が市内に1年以上継続して居住している人

## ▶補助金額…引っ越し費用の5分の3(上限6万円)

## ▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内

## ③子育て世代等住宅取得支援事業

## ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ・市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居(いずれも住民票の異動を伴うもの)した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ・申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ・市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受けている人

## ▶補助期間…3年間

## ▶補助金額…各年度の利子支払額(上限10万円)を年1回補助(最大30万円)

## ▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内

## ▶受付期間…12月27日まで

## ④子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業

## ▶対象者…次の条件をすべて満たす人(要事前申請)

- ・市内に自ら居住するための中古住宅または中古分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ・申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ・リフォーム工事を市内業者(本店・支店)に依頼して行う人
- ・市税等を完納している人
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工事と同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が1.0以上必要。無料耐震診断と耐震改修工事助成については、建築指導課(☎47-8436)へ

## ▶補助金額…リフォーム費用の3分の1(上限30万円)を1回補助

## ▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内およびリフォーム工事着工前(要相談)

